

避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業に関するプロポーザル実施要領

1. 目的

本事業は、公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備等（以下、「設備」という）の導入により、公共施設における平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難所施設、防災拠点でのエネルギーを確保するため、設備設置施設への再生可能エネルギー由来電力の供給、運転管理及び維持管理を行うものである。

2. 事業の内容

別紙「避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業 仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

3. プロポーザル方式により候補者を特定する理由

価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、候補者を特定することが重要であるため。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

当該業務の実績を有する事業者は複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型プロポーザル方式を採用する。

5. 事業スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・令和3年12月24日（金）
- (2) 質問書の締切・・・・・・・・・・令和4年1月7日（金）
- (3) 質問書に対する回答・・・・・・・・令和4年1月18日（火）
- (4) 参加申込書受付締切・・・・・・・・令和4年1月24日（月）
- (5) 参加資格確認結果通知・・・・・・・・令和4年1月28日（金）
- (6) 提案書等の提出締切・・・・・・・・令和4年2月8日（火）
- (7) プレゼンテーション・・・・・・・・令和4年2月15日（火）
- (8) 審査結果通知・・・・・・・・・・令和4年3月1日（火）

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

※公募開始から提案書提出締切までの期間を資料の縦覧期間とする。

6. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格

本事業の参加者は参加申込書（様式1）提出時点で次の資格要件をすべて満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

- ② 参加申込書の提出期限から候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 過去5年以内（平成29年度から令和3年度）に本事業と類似の事業履行実績（高圧施設の屋上または屋根において太陽光発電設備の設備設計及び施工を行い、施設管理者に電気を売却もしくはサービスを提供する事業）を有していること。ただし、長期契約等で現在履行中の業務も含むものとする。
- ④ 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士（外部委託を含む。）
 - イ 電気主任技術者（第3種以上）
- ⑤ 一括再委託は原則認めないが、参加申込書を提出した者が全ての業務の実行が不可能である場合、協力事業者に業務の一部を下請けすることは許容する。

（2）参加申し込み方法

「参加申込書」に必要事項を記入し、押印の上、以下の書類を添付のうえ提出すること。なお、⑥から⑧の書類については船橋市において業務委託の競争入札参加資格を有していない場合に限る。

- ① 契約実績を証明する書類（契約書・仕様書等）
- ② 資格（構造設計一級建築士及び電気主任技術者）を証明する書類
- ③ 会社概要書（様式2）
- ④ 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- ⑤ 直近3年分の納税証明書（国税・千葉県税（千葉県内に事業所を有する者））（写し可）
- ⑥ 登記事項証明書（写し可）
- ⑦ 印鑑証明書（写し可）
- ⑧ 誓約書（様式3）

（3）提出方法

持込又は郵送とする。

- ① 持込の場合 船橋市役所本庁舎4階 環境政策課
- ② 郵送の場合 〒273-8501
船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市環境部環境政策課 あて

（4）提出期限

令和4年1月24日（月）午後5時必着

（5）参加申込の結果

参加資格の確認結果については、令和4年1月28日（金）までに通知する。

7. 提案上限単価

提案上限単価は、19.86円/kWh（税込）とする。

※設備の設置、運用、維持管理、リスクに対する費用や使用電力の環境価値等本事業の

目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとする。

8. 提案書

(1) 提案書の内容

提案は、次の項目について行うこと。また、様式5に記載の対象施設一覧表の全ての建物に設備を導入することとし、検討にあたっては同表記載の太陽光発電設備の最大設置可能面積及び年間電力使用量を参考にすること。なお、提案の内容は「仕様書」の内容を踏まえたものであること。また、所定の様式に記載すること。

※小中学校、公民館、三山市民センターには蓄電池を設置している。既存の蓄電池は提案の容量に含めない。

① 技術提案（様式4、イトウの一部は様式5）

技術提案には、次のアからオまでを必須事項として含めること。

ア 実施方針

- ・提案の概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

イ 太陽光発電設備及び蓄電池設備容量

- ・各施設における想定設置容量(太陽光発電設備定格出力(kW)、蓄電池容量(kWh))を検討し、様式5に記載すること。
- ・検討において想定した設備仕様を示すこと。

※現地調査や構造検討等で設置可能面積が小さくなった場合においても、提案単価の変更は認めない。

※様式8記載の太陽光発電設備定格出力の合計について、原則として提案の変更は認めない。やむを得ず現地調査の結果、施設の設置容量が減る場合は市と協議の上決定するものとする。

※様式5記載の太陽光発電設備の最大設置可能面積は、令和2年12月現在の航空写真等と別紙1の条件を基に屋上平面図上算出したものである。

※使用電力量は、令和元年度及び令和2年度実績である。

ウ 自家消費量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における年間想定自家消費量を検討し、様式5に記載すること。
- ・想定する蓄電池の運転モード(充放電の運用方法)を示すこと。
- ・自家消費率を算出し、様式5に記載すること、併せて設備設置容量と自家消費率の見積りの根拠(考え方)を様式4に示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出し、様式5に記載すること。電力の二酸化炭素排出係数は0.391kg-CO₂/kWhを使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備設置方法を記載すること。
- ・想定する設置方法における、太陽光発電設備の風等自然現象への耐久性を記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(基礎、パネル重量込み:単位 N/m²)を記載すること。

※施設の屋上に設置する太陽光発電設備の積載荷重は短期許容荷重 300N/m² 未満とする。ただし、設置の可否については、受託後の調査の結果を優先する。なお、設置できない場合においても、提案単価の変更は認めない。

オ 非常時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時の利用方法を提案すること。

- ・非常時のシステム構成図
- ・非常時の利用、操作方法

※参考に活用方法例を示す。

- ・MCA無線、パソコン、スマートフォン等の電子機器への充電
- ・施設の放送設備への電力供給
- ・職員室や事務室、体育館等に非常用コンセントを設置し、電力供給
- ・避難所に配備されている防災備蓄品への電力供給

※避難所に配備されている防災備蓄品は次のホームページを参考にすること。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/taisaku/p008927.html>

- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））

※蓄電池への充電はここには含めない

- ・災害時に有効な性能を持つ蓄電池（定格の60%以上の出力を維持できるフル充放電回数（回））
- ・自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））

カ 対象施設の利用者に対する環境教育に係る取組の提案

- ・施設の利用者が再生可能エネルギーの価値や地球温暖化対策の重要性について、学習することができる取組を提案すること。

キ その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案

② 事業遂行能力（様式6）

ア 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を記載すること。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

イ 事業計画スケジュール

実施期間における実施計画、スケジュール等を記載すること。候補者決定後から事業開始までについても記載すること。

ウ 運転計画

運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。

エ 資金計画

工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた20年間の事業収支計画を提出すること。

オ 故障、緊急時の対応体制図

カ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の適用範囲、その他の対策等を記載すること。

③ 業務実績（様式7）

6（1）③に記載する過去5年以内（平成29年度から令和3年度）の本事業と類似の事業履行実績（長期の契約で履行中のものを含む）について契約書または協定書の写し、仕様書を提出すること。また、業務履行実績の提出については3つまでとする。

④ 価格（様式8）

本事業における価格提案書を記載すること。また、太陽光発電設備定格出力、自家消費量、蓄電池容量、温室効果ガス排出削減量の総量を記載すること。ただし、太陽光発電設備により発電された電気の単価は提案上限単価を超えない範囲で提案すること。

(2) 用紙の大きさ

原則A4判縦とすること。ただし、図表等はA3判横の使用も可とする。

(3) 留意事項

提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- ① 提案は文書で簡潔に記載すること。
- ② 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- ③ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとする。
- ④ 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。
- ⑤ 様式4～7について、1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。

9. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業事業者評価委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。ただし、合計点数に同一の参加事業者が複数いた場合には「環境性能」、「業務遂行能力」、「事業実施中のリスクに対する対応」、「コストメリット」の項目の評価点の合計が高い者を受託候補者とする。

企画提案の内容 / 140点

評価項目	評価基準	配点
技術提案（65点）		
環境性能	蓄電池の活用を含めて、温室効果ガス排出量の削減効果が高いか。	15
太陽光設置容量	太陽光発電設備の総設置容量（kW）は大きいのか。	10
蓄電池設置容量	蓄電池の総容量（kWh）は大きいのか。	10
災害時のレジリエンス向上	災害時の防災施設の強靱化に資する提案となっているか。	10
環境教育	環境教育に資する提案となっているか	10

その他温室効果ガスの排出削減に有効な独自提案	具体的で実現性のある提案となっているか。	10
業務遂行能力 (50点)		
工事遂行能力	無理のない実施体制、スケジュール等となっているか(補助金を活用する場合は、申請期日等を加味したスケジュールか)。市内事業者が活用される提案となっているか。	10
業務遂行能力	具体性・妥当性のあるメンテナンス計画、実施体制等になっているか。緊急時の対応体制は整っているか。	15
事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	15
財務状況	当期純利益、当期末残高等、資金調達に問題ない財務状況となっているか。	10
事業実績 (10点)		
事業実績	PPA 事業の履行実績があるか。	10
価格 (15点)		
コストメリット	市にとって使用電気料金のメリットは高いか。	15

10. 本プロポーザルに関する質問

(1) 質問

① 質問方法

「質問書(様式9)」により電子メールで事務局あてに送付すること。

E-mail : ondanka@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、平日午前9時から午後5時の間に事務局(047-436-2465)に電話し到着確認をすること。

※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加事業者数・参加事業者名・評価委員等)についての質問は受付けない。

② 質問期間

令和3年12月24日(金)から令和4年1月7日(金)まで

(2) 質問への回答

① 回答方法

市ホームページに掲載する。なお、質問した事業者の名称は公表しない。

(URL) <https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyounyusatsu/001/p099500.html>

② 回答日

令和4年1月18日(火)

11. 提案方法等

(1) 提出書類

提案書 6部

(2) 提出方法は持込又は郵送とする。

① 持込の場合 船橋市役所 4階環境政策課

② 郵送の場合 〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市環境政策課 あて

③ 提出期限 令和4年2月8日(火)午後5時必着

(3) プレゼンテーション

① 出席者 1者3名以内とする。

② 実施時間 1者30分以内とする。(準備、質疑応答時間5分を含む)

③ 実施者 当業務を受託した際に担当する者が行うこと。

④ 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加者の負担において用意すること。

⑤ その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、前日までに市の承諾を得ること。

※感染症拡大防止の観点から、状況に応じてプレゼンテーションを中止し、書類のみによる審査に変更する場合がある。変更する場合には、令和4年2月14日(月)までに別途通知する。

1.2. 評価結果の通知

候補者を特定した場合、候補者には、評価結果通知書を送付する。

1.3. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、参加業者名・受託候補者・評価結果・評価点一覧表とする。ただし、受託候補者以外の参加業者名と評価点は、対応させない。なお、参加業者が2者の場合にあっては、参加業者名は公表しない。

1.4. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

(1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提案上限単価を超えた見積を提出した場合

(4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

(5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

(6) 8(1)①エで定める短期許容荷重を超える提案があった場合

1.5. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提

示する。

1 6. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者とサービス提供に関する1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、候補者として適当でないと認められる場合には、候補者と特定しないことがある。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、開示については同条例第7条に基づき、個人情報や法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示対象外とする。
- (5) 本プロポーザルに係る業務については、当該業務に関する令和4年度予算が成立しない場合は、実施しない。また、このことに伴い、参加事業者及び候補者に損害が生じた場合にあっては、市はその損害を一切負担しない。
- (6) 事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (7) 提案書の提出は1者につき1案のみとし、提案内容の変更は認められない。
- (8) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
- (9) 提出された書類は、返却しない。
- (10) 事業に関する企画提案書類の著作権は、応募者に帰属する。また、提出された書類は、事業の選定に係る公表以外に市は応募者に無断で使用しない。

1 7. 事務局

船橋市役所 環境部 環境政策課
電話 047-436-2465
FAX 047-436-2487
Mail ondanka@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和3年12月24日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結日をもって、その効力を失う。